

社規 No.	A-000
主 管	管理本部

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

1. 当社は、株式会社エクスマーションと称し、英文ではeXmotion Co., Ltd.と表示する。

第2条 (目的)

1. 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) コンピュータ上で使用されるソフトウェアおよび各種製品に組み込まれたソフトウェアの開発、設計、製造、販売、賃貸ならびに輸出入業務
 - (2) コンピュータ上で使用されるソフトウェアおよび各種製品に組み込まれたソフトウェアの開発、設計、製造に関するコンサルティング業務
 - (3) 人材の育成、能力開発、技能向上に関する教育業務およびコンサルティング業務
 - (4) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
 - (5) 貸しスタジオおよびその附属機器の運営・管理業務
 - (6) その他前各号に付帯または関連する業務

第3条 (本店所在地)

1. 当社は、本店を東京都品川区に置く。

第4条 (機関)

1. 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

第5条 (公告の方法)

1. 当社の公告は、電子公告の方法により行う。
2. 当社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

1. 当社の発行可能株式総数は、800万株とする。

第7条 (自己株式の取得)

1. 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

1. 当社の1単元の株式数は100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

1. 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

1. 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

1. 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

1. 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

第14条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

第15条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

1. 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第20条（取締役の選任）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役は、それぞれを区分して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会

長1名および、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（重要な業務執行の委任）

1. 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わる事ができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第27条（取締役会の決議の省略）

1. 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第28条（取締役会の議事録）

1. 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記録または記載し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条（取締役会規程）

1. 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（取締役の報酬等）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区分して株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第32条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条（常勤の監査等委員である取締役）

1. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

第34条（監査等委員会の決議の方法）

1. 監査等委員会の決議は、議決に加わる事ができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第35条（監査等委員会の議事録）

1. 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記録または記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第36条（監査等委員会規程）

1. 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第37条（会計監査人の選任）

1. 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の報酬等）

1. 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第40条（会計監査人の責任免除）

1. 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

第41条（事業年度）

1. 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

第42条（剰余金の配当）

1. 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第43条（中間配当金）

1. 当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第44条（剰余金の配当の除斥期間）

1. 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。
2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。